

令和7年1月7日

トラック事業者に対して行政処分を実施しました

令和5年6月28日に愛媛県八幡浜市の県道249号線において、薬物等使用運転があったことを端緒として、株式会社嵯峨物流の岡山営業所に対して、岡山運輸支局が令和5年9月13日及び令和5年11月2日に監査を実施しました。

監査の結果、運転者に対する指導及び監督を実施していなかったことなど、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、当該事業者に対し、岡山営業所の3日間の事業停止及び同営業所の事業用自動車(トラック)4両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

- 行政処分年月日 : 令和6年12月19日
- 事業者名 : 株式会社嵯峨物流(代表取締役 藤林 強)
住所 : 兵庫県加古川市別府町新野辺字寺目通343番地1
処分対象営業所 : 岡山営業所(岡山県笠岡市笠岡2388-46)
- 行政処分の内容 :
 - 岡山営業所に係る事業停止 3日間 (令和7年1月7日から令和7年1月9日まで)
 - 岡山営業所の事業用自動車の使用停止 90日車 (3両×22日、1両×24日)
(令和7年1月10日から令和7年2月2日まで)
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 9点(累積点数:9点)

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

岡山運輸支局 自動車運送事業監査室

担当 : のりむね まつえだ
則宗、松枝

担当 : みやぢ ひらい
宮地、平井

TEL : 082-228-3460

TEL : 086-286-8122

- (1) 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (2) 運転者の一運行の勤務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (3) 点呼を確実に実施していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)
- (4) 点呼の記録の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (5) 業務の記録の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (6) 運行記録計による記録を確実に行っていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (7) 運行指示書を保存していなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)
- (8) 運転者等台帳の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (9) 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (10) 運転者に対する指導及び監督を行った旨の記録を確実に行っていなかった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (11) 運転者に対する指導及び監督を行った旨の記録の記載事項等に不備があった。
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)